

みやぎ産業交流センター指定管理者募集に関する質問への回答一覧

令和5年8月2日

宮城県経済商工観光部国際政策課

番号	質問項目	質問内容	回答
1	役員名簿の公開について	<p>募集要項によると、「申請書類は、情報公開の対象文書となるため情報公開条例の規定に基づき、開示する場合があります」とされていますが、開示された場合、申請書類の一部である役員名簿も公開されるのでしょうか。</p> <p>また、その場合役員名簿に記載されている情報（氏名・住所・生年月日等）は全て公開されるのでしょうか。</p>	<p>役員名簿に記載される住所、電話番号の個人情報については、不開示情報に当たることから、原則開示対象外となります。</p> <p>また、それ以外の申請書類についても、第3者に関する情報が記載されている文書に該当することから、情報公開条例第12条に基づき、開示決定等を行うにあたって、事前通知を行い意見書提出の機会を設けることとしております。意見書が提出された場合は、その意見をふまえて開示の有無を検討することとします。</p>
2	役員名簿の提出について	<p>県有財産借受申請等の手続きの場合、県が株主である法人は役員名簿の提出が不要とされていますが、指定申請の場合は当該法人も役員名簿を提出する必要があるのでしょうか。</p>	<p>役員名簿の提出においては、公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例において、申請書類の免除に係る記載はありませんので、役員名簿の提出は必要となります。</p>